

がん検診普及啓発推進事業業務委託 仕様書（案）

1 事業目的

本事業は、福岡市が実施しているがん検診を市民へ情報発信し、市民のがん検診への理解を促進するとともにがん検診の受診率を向上させることを目的とする。

【参考】福岡市がん検診受診者数（R4 年度実績）：155,871 人

福岡市がん検診受診率（R4 年度国民生活基礎調査）

胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
44.20%	41.10%	42.30%	42.40%	44.90%

2 事業所管課

福岡市保健医療局健康医療部地域保健課

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務及び提案内容

市民のがん検診への関心を高めるため、がん検診を知るきっかけとなるイベントの企画・運営業務及び年間を通じた効果的な広報・啓発業務を委託する。

(1) イベントやセミナーによる啓発の企画・運営

【目的】福岡市民が多く参加する催事や利用者が多い施設等でのがん検診の普及啓発を行い、がん検診の重要性やがんについての正しい知識を周知する機会とする。特に、女性特有のがん検診（子宮頸がん・乳がん）に力を入れる。

【対象】がん検診対象年齢の方かつ働く世代（主に 20 代～50 代）

【実施時期】未定

【場所】未定

【内容】啓発内容については、内容を提案し、市と協議して決定すること。

<留意事項>

- ①受託者は、企画から参加者募集（周知・広報）、運営までに係る一切の業務について対応すること。
- ②集客方法として、SNS、マスメディア等を活用し、効果的な広報を行うこと。
- ③がんについて正しい知識を周知するために、必要に応じて専門家等の意見を取り入れること。
- ④参加者から費用は徴収しないこと。
- ⑤事業の効果を測るため、参加者へアンケートを実施すること。アンケートは、市と協議の上作成し、回収後に取りまとめて分析すること。

(2) 効果的なメディア活用

【目的】 がん検診の認知度向上を図ることを目的とする。

【対象】 がん検診対象年齢の方（主に 40 歳以上）

【内容】 年間を通して、広告配信や SNS による投稿など、効果的な方法で広報・啓発を実施する。発注者が保有する以下のコンテンツ等を活用することも可能。また、新たなコンテンツの作成も可能（必須ではない）。

<提供できる広報コンテンツ>

- ・なかやまきんに君出演による啓発動画
※動画の使用期限は、R6.9 月末日まで。
- ・「健康なつもり？さあ行こう！がん検診！」啓発動画
- ・福岡市がん検診チラシ

(3) 企業・団体と連携した啓発の企画・運営

【目的】 がん検診受診率には、市が実施するがん検診以外の、各職場における検診や人間ドックなど、実施主体が異なる全ての検診が含まれる。そのため、企業・団体に向け、がん検診の受診を促す事業を企画し、企業・団体でのがん検診受診促進や職場で受診機会がない人へ、福岡市がん検診を周知する機会とする。

【対象】 福岡市内の企業・団体

【実施時期】 未定

【内容】 啓発内容については、内容を提案し、市と協議して決定すること。

※参考（令和元年度～令和 2 年度実施内容）

実施内容：大腸がんトイペキャンペーン

(4) 福岡県との共同イベントにおける企画・運営

【目的】 福岡県と共同にて実施するがん検診啓発イベントを企画、運営する。

【対象】 がん検診対象年齢の方（主に 40 歳以上）

【実施時期】 未定

【場所】 県営天神中央公園 貴賓館前広場（予定）

【内容】 福岡市ブースの企画・運営

※参考（令和 5 年度実施内容）

実施内容：射的大会、がん検診啓発チラシの配布

場所：県営天神中央公園 貴賓館前広場

(5) 追加提案

本業務全般について、本仕様書に記載する事項以外に本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

(6) 業務推進体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者をおくこと。

5 業務報告書及び成果品

本業務について、下記のとおり提出すること。

- ・業務報告書：紙媒体 1 部、電子データ（PDF）

※実施したプロモーションの効果について検証を行ない、検証結果を記載すること。

- ・ポスター等の成果物：電子データ（PDF、イラストレーター等）一式

※著作権法その他関係法上の一切の権利は市に帰属する。

6 その他特記事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、発注者と十分協議すること。

また、業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定すること。

- (2) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。

- (3) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。

- (4) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。